



市章

大和高田市公報



市の木：さざんか

目 次

訓令

- 平成30年度大和高田市次期総合計画策定基礎調査業務委託事業者選定プロポーザル
審査委員会設置要綱（企画広報課）…………… 2
- 大和高田市地域密着型サービス事業者選定委員会設置要綱（介護保険課）…………… 3

告示

- 放置自転車等の移動、保管（生活安全課）…………… 4
- 公示送達（収納対策室）…………… 5
- 平成30年度大和高田市一般会計補正予算（第3号）の要領の公表（財政課）…………… 6
- 引取りのない放置自転車等の処分（生活安全課）…………… 6
- 9月定例議会の招集（財政課）…………… 7

公告

- 平成30年度大和高田市職員採用試験（行政職）の実施（人事課）…………… 7
- 大字大谷572番1等に関する一般競争入札公告（財産管理課）…………… 11
- 農用地利用集積計画の縦覧（産業振興課）…………… 13
- 変更後の農業振興地域整備計画書の写しの縦覧（ 〃 ）…………… 14
- 公告した入札工事の公告内容の一部訂正（契約監理室）…………… 14
- 根成柿地内測量業務委託に関する条件付き一般競争入札（ 〃 ）…………… 14
- 大和高田市塙青少年会館屋根改修工事に関する条件付き一般競争入札（ 〃 ）…………… 17
- 大和高田市立病院内売店運営事業者の選定を公募型プロポーザル方式で行う公告
（市立病院総務課）…………… 19

教育委員会

- 教育委員会8月定例委員会の招集（教育総務課）…………… 20

選挙管理委員会

- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）…………… 21
- 選挙管理委員会の招集（ 〃 ）…………… 21

公営事業

- 公共下水道事業に伴う測量業務委託（10）に関する条件付き一般競争入札（下水道課）…………… 22
- 配水管布設替工事（S13）・消火栓新設工事（消03）に関する条件付き一般競争
入札（ 〃 ）…………… 24
- 配水管布設替工事（S14）に関する条件付き一般競争入札（ 〃 ）…………… 27

訓 令**訓令第5号**

平成30年度大和高田市次期総合計画策定基礎調査業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱を次のように定める。

平成30年7月3日

大和高田市長 吉田 誠克

平成30年度大和高田市次期総合計画策定基礎調査業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会設置要綱

（設置）

第1条 平成30年度大和高田市次期総合計画策定基礎調査業務委託に係る受託候補者（以下「受託候補者」という。）の選定をプロポーザル方式により厳正かつ公平に行うため、平成30年度大和高田市次期総合計画策定基礎調査業務委託事業者選定プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 実施要領及び仕様書の審議並びに策定に関する事項
- （2） 審査基準及び審査方法に関する事項
- （3） 提案書、プレゼンテーション等の内容の総合評価に関する事項
- （4） 前3号に掲げるもののほか、受託候補者の選定に関し市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- （1） 企画政策部長
- （2） 財務部長
- （3） 市民部長
- （4） 福祉部長
- （5） 保健部長
- （6） 環境建設部長
- （7） 市立病院事務局長
- （8） 人事課長

2 前項の委員のほか、委員長が必要と認めるときは、同項各号に掲げる委員以外の者を委員とすることができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、企画政策部長をもって充てる。
- 3 副委員長は、財務部長をもって充てる。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、会議のため必要があると認めるときは、関係職員その他関係人を出席させ、当該職員等から意見を徴し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の非公開)

第6条 委員会の会議は、非公開とする。

(中立の保持)

第7条 委員は、プロポーザルに参加している特定の事業者に対し、利益又は不利益を与える行為をしてはならない。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、企画政策部企画広報課において処理する。

(委任)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、告示の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。

訓令第6号

大和高田市地域密着型サービス事業者選定委員会設置要綱を次のように定める。

平成30年8月31日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市地域密着型サービス事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第14項に規定する地域密着型サービス事業を行う者(以下「事業者」という。)を市が公募により選定することにあたり、その公平性と公正性を確保するため、大和高田市地域密着型サービス事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 選定委員会は、次に掲げる事項について所掌する。

(1) 事業者の選定に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、事業者に関し市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 選定委員会の委員は、5名以内をもって組織する。

2 選定委員会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

(1) 大和高田市医師会が推薦する者

(2) 福祉に関する識見を有する者

(3) 会計、経理、税、監査等の識見を有する者

(4) 建築設計関係者

(5) 第1号被保険者の代表

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長及び副委員長)

第5条 選定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 選定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。ただし、委員の委嘱後、最初の会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 会議は、非公開とする。

5 委員長は、特に必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 選定委員会の庶務は、介護保険課において処理する。

（委任）

第8条 この訓令に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成30年9月1日から施行する。

（委員の任期に関する特例）

2 平成30年度における委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までとする。

告 示

告示第92号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第9条及び第9条の2第2項の規定により放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成30年8月1日

大和高田市長 吉田 誠克

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内及び放置禁止区域外の公共の場所に放置されていたため

2 移動年月日、移動対象区域、移動自転車等の数量

（1） 放置禁止区域

移動年月日	近鉄大和高田 駅・JR高田駅 周辺		近鉄高田市 駅周辺		近鉄松塚駅 周辺		近鉄浮孔駅 周辺		近鉄築山駅 周辺	
	自転車	原動機 付自転 車	自転車	原動機 付自転 車	自転車	原動機 付自転 車	自転車	原動機 付自転 車	自転車	原動機 付自転 車
平成30年7月2日	1		2	1						
平成30年7月5日	1									
平成30年7月10日	1									

平成30年7月11日	1									
平成30年7月12日	1									
平成30年7月13日	2									
平成30年7月18日	1		1							
平成30年7月24日			1							
平成30年7月25日	1									
平成30年7月27日	1									
平成30年7月31日	1		2							

(2) 放置禁止区域外の公共の場所

移動年月日	場所の区分	地区	自転車	原動機付自転車
平成30年7月5日	道路	大和高田市礪野町地内	1	
平成30年7月11日	道路	大和高田市神楽3丁目地内	1	
平成30年7月23日	道路	大和高田市大字奥田地内	1	
平成30年7月30日	道路	大和高田市大字野口地内	2	

3 保管場所

大和高田市曾大根
大和高田市高架下自転車保管所

4 引取期間

告示日から60日間。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 引取時間

午前9時から正午までと午後1時から午後4時まで

6 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証、運転免許証、保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴取します。

ア 移動費 2,000円

イ 保管費 移動日から14日以内は無料。ただし、無料期間を経過した日以降は、大和高田市の休日を定める条例第1条第1項各号に掲げる市の休日を除き、1日当たり50円を徴取する。総額は、1,000円を限度とする。

7 連絡先

大和高田市役所 生活安全課 電話0745-22-1101代表

告示第93号

差押調書を郵送により送達しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明であるため、送達できないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、公示送達に係る書類は財務部・収納対策室で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付します。

平成30年8月3日

大和高田市長 吉田 誠克

1 この通知の発送年月日

平成30年6月27日

2 送達を受けるべき者

省略（市役所前掲示場に掲示済み）

（注）地方税法第20条の2第3項の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなされます。

告示第94号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成30年8月10日付けで専決処分した予算の要領は次のとおりです。

平成30年8月10日

大和高田市長 吉田 誠克

1 平成30年度大和高田市一般会計補正予算（第3号）

平成30年度大和高田市一般会計補正予算（第3号）

平成30年度大和高田市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,393,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
18. 繰越金		308,458	15,000	323,458
	1. 繰越金	308,458	15,000	323,458
補正されなかった科目に係る額		24,069,742	0	24,069,742
歳入合計		24,378,200	15,000	24,393,200

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
8. 土木費		1,640,077	15,000	1,655,077
	3. 河川費	10,132	15,000	25,132
補正されなかった科目に係る額		22,738,123	0	22,738,123
歳出合計		24,378,200	15,000	24,393,200

告示第95号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例（平成5年条例第19号）第10条第3項の規定によ

り利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（平成5年規則第33号）第5条の規定により告示します。

平成30年8月15日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例第10条第3項及び同条例施行規則第5条

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成30年11月1日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成30年5月1日から平成30年5月31日までの間

告示第97号

平成30年9月7日大和高田市議会定例会を本市議事堂に招集する。

平成30年8月31日

大和高田市長 吉田 誠克

公 告

公告第59号

大和高田市職員採用規程（平成21年訓令第6号）第6条の規定に基づき、平成30年度大和高田市職員採用試験の実施を次のとおり公告する。

平成30年8月1日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 職種及び試験区分、採用予定人員、受験資格など

職種及び試験区分		採用予定人員	受 験 資 格
一般事務職	大学	16人	平成元年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を除く）を卒業した人、又は平成31年3月卒業見込みの人
	高校	3人	平成5年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による高等学校を卒業した人、又は平成31年3月卒業見込みの人
情報処理（大学）		1人	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学を卒業した人、又は平成31年3月卒業見込みの人で、経済産業省が認定する情報処理技術者試験における下記の試験に合格した人 ・高度試験（過去制度の高度試験を含む）
建築技術職		3人	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の建築専門課程を卒業した人、又は平成31年3月卒業見込みの人

土木技術職	4人	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学、短期大学、高等学校の土木専門課程（農業土木を含む）を卒業した人、又は平成31年3月卒業見込みの人
社会福祉士	3人	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士資格を有する人、又は平成31年3月末日までに取得見込みの人
保健師	3人	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、保健師免許を有する人、又は平成31年3月末日までに取得見込みの人
保育士・幼稚園教諭	10人	昭和54年4月2日以降に生まれた人で、保育士資格並びに幼稚園教諭免許の両方を有する人、又は平成31年3月末日までに両方取得見込みの人

※1 「大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人、又は卒業する見込みの人で、高度専門士の称号を取得した人、又は平成31年3月31日までに取得する見込みの人（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る）を含みます。

※2 「短期大学」には、専修学校の専門課程を卒業した人、又は卒業する見込みの人で、専門士の称号を取得した人、又は平成31年3月31日までに取得する見込みの人（当該受験資格該当課程であることの証明が得られるものに限る）を含みます。

※3 高等学校卒業程度認定試験合格者は、高等学校卒業と同等に取り扱います。

※4 保育士・幼稚園教諭は、採用後、市立の保育所、幼稚園及び認定こども園のいずれかに配属する予定です。

◎全ての職種において国籍は問いませんが、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 大和高田市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (5) 日本国籍を有しない人で、在留資格において就職などが制限されている者

2. 試験の日時・場所・試験の種類及び合格発表

区分	第1次試験	第2次試験	第3次試験
日時	平成30年9月16日(日) 午前9時から	平成30年10月中旬予定	平成30年11月中旬予定
場所	大和高田市立高田中学校	第1次試験合格者に通知	第2次試験合格者に通知
試験の対象と種類	<ul style="list-style-type: none"> ・全職種 … 教養試験 ・建築技術職、土木技術職、社会福祉士、保健師、保育士・幼稚園教諭 … 専門試験 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般事務職、情報処理、建築技術職、土木技術職、社会福祉士、保健師 ① 集団討論試験 ② 職場適応性検査 ・保育士・幼稚園教諭 ① 集団討論試験 ② 職場適応性検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職種 ① 個別面接 ② 小論文

		③ 実技試験	
合格発表	平成30年10月上旬予定 (合否にかかわらず本人に 通知します)	平成30年10月末ごろ (合否にかかわらず本人に 通知します)	平成30年11月末ごろ (合否にかかわらず本人に 通知します)

- ※ 第1次試験の専門試験を受験される方につきましては、各自昼食のご用意をお願いします。
- ※ 合否については、大和高田市のホームページでも確認できます。
- ※ 試験の内容に関する問い合わせについては、一切お答えできません。
- ※ 試験当日、災害等により試験開始時間の変更又は試験が延期される場合は、ホームページにおいてお知らせします。

※ 第1次試験会場

大和高田市立高田中学校

大和高田市大東町5番48号 TEL: 0745-22-0851

3. 受験手続

1 申込書の交付

職員採用試験申込書は、大和高田市役所3階人事課で交付します。(大和高田市役所のホームページからダウンロードできます。)

2 受付期間及び受付場所

受付期間：平成30年8月3日(金)から平成30年8月16日(木)まで
(土曜日、日曜日及び祝日は除く)

午前9時～午後5時(郵送の場合、8/16当日消印有効)

受付場所：大和高田市役所3階人事課内 大和高田市職員採用試験委員会

※持参の場合は、代理可

郵送の場合は、下記の宛先まで必ず「簡易書留」で送付して下さい。

〒635-8511

大和高田市大中100番地1

大和高田市役所人事課内 大和高田市職員採用試験委員会

4. 提出書類(①から③は全職種とも必要となります。)

① 職員採用試験申込書

② 写真2枚(3カ月以内に撮影した上半身の写真(縦4cm 横3cm)で、1枚は申込書に貼付し、もう1枚は受験票用に持参又は同封)

③ 返信用封筒(長形3号:23.5cm×12.0cm)に82円切手を貼付し、住所宛名を書いたもの

※ 第1次試験合格者には、大和高田市職員採用試験委員会が指定する期日までに、下記の書類の提出を求めます。

① 最終学校卒業(見込)証明書

② 資格証明書・免許証の写し、又は取得見込証明書(写し不可)

情報処理、社会福祉士、保健師、保育士・幼稚園教諭の受験者は必要となります。

5. 試験結果の開示

試験の結果については、開示請求ができます。電話などによる開示請求はできませんので、受験者本人が、受験票と本人であることを証明する書類(運転免許証等)を持って、直接市役所3階人事課まできてください。

区分試験	請求できる人	開示内容	開示期間及び開示場所
第1次試験 第2次試験 第3次試験	不合格者 (本人に限る)	総合得点 総合順位	合格通知の日から起算して2週間 大和高田市役所人事課

※ 開示時間は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時から午後5時までです。

6. 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は採用候補者名簿に登載し、次の区分により採用します。
 - ① 採用予定者 平成31年4月1日付けで採用します。
 - ② 採用候補者 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間に欠員などが生じ、補充することが必要であるときに限り採用します。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、平成31年4月1日から平成32年3月31日までです。
- (3) 最終合格者のうち、卒業見込みの人が平成31年3月末日までに卒業できなかった場合、並びに免許又は資格取得見込みの人が、所定の時期までにこれを取得できなかった場合は、その時点で採用候補者名簿(採用予定者、採用候補者)から抹消します。
- (4) 本市では、採用試験(合格者決定)を適正に行うため、民間有識者で構成される「大和高田市職員採用試験検討・監理委員会」を設置しています。

7. 給与について

- ・ 平成30年4月1日現在の初任給月額は、大卒179,200円、短大卒159,800円、高校卒147,100円で、他に地域手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。
ただし、現在、市の財政健全化に資することを目的に、一部手当については減額措置を講じています。
- ・ 初任給は、採用前の経歴などに応じて加算されることがあります。
- ・ 全ての職種の給料は、行政職給料表を適用します。

8. その他

- ・ 申込書の記載事項及び提出書類に不備がある場合は、お返しすることがありますが、このために生じた申込の遅延等には責任を負いません。受験手続には十分注意してください。
- ・ 受験資格がないこと及び申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合には、合格を取り消すことがあります。
- ・ この試験に関する提出書類は、一切お返しいたしません。取得した個人情報については今回の職員採用試験の実施のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、大和高田市個人情報保護条例に基づき、適正に管理します。

試験についての問い合わせ先

〒635-8511 大和高田市大中100番地1
大和高田市役所 企画政策部人事課内
「大和高田市職員採用試験委員会」

TEL 0745-22-1101 内線214・213
インターネットホームページでも採用情報を掲載しています。

<http://www.city.yamatotakada.nara.jp>

公告第60号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により公告する。

平成30年8月1日

大和高田市長 吉田 誠克

1 入札に付する事項

物件番号	所在地	地目	地積(m ²)	用途地域	現況	最低売却価格(円)
1	大字大谷 572 番 1	宅地	2095.73	市街化調整区域	建物付	37,844,000
2	東雲町 965 番 6	宅地	282.24	第一種住居地域	更地	7,136,000
3	曙町 747 番 4	宅地	111.67	第一種住居地域	更地	2,237,000
4	曙町 685 番 3	雑種地	243.72	第一種住居地域	更地	4,239,000
5	曙町 685 番 5	宅地	272.37	第一種住居地域	建物付	2,866,000
6	曙町 800 番 13	宅地	158.66	第一種住居地域	更地	2,570,000
7	曙町 809 番 14	宅地	296.39	第一種住居地域	更地	5,012,000

2 入札参加に際しての注意事項

- (1) 現状有姿の売却とする。
- (2) 「物件番号1」及び「物件番号5」については、既存建物がある。
- (3) 最低売却価格は、既存建物等工作物の撤去費用相当額を差し引いた価格とする。

3 入札に参加する者に必要な資格要件

(1) 参加資格

法人又は個人とする。

(2) 欠格

次のアからカのいずれかに該当する者は入札に参加することができない。

- ア 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)の規定により、入札参加資格停止の措置を受けている者
- ウ 地方自治法第238条の3に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員及びその構成員
- オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分を受けた団体及び当該団体の役職員及び構成員
- カ 大和高田市の市税を滞納している者

4 入札参加申込みの方法

入札参加希望者は、下記の要領で申込みの手続を行うものとする。

(1) 申込みに必要な提出書類

- ア 市有財産売却入札参加申込書(実印)(以下「申込書」という。)
- イ 誓約書(実印)
- ウ 暴力団排除に関する誓約書(実印)
- エ 市税滞納情報照会同意書
- オ 申込者が個人である場合には、当該申込書に係る印鑑登録証明書及び住民票抄本

カ 申込者が法人である場合には、当該申込書に係る印鑑証明書及び会社法人用登記事項証明書(現在事項全部証明書)

※ オ及びカについては、発行後、3ヶ月以内の原本に限る。

(2) 入札参加申込の方法並びに受付の期間及び場所

ア 申込方法 入札参加申込者は、受付場所へ上記提出書類を持参の上、申込みを行う。

イ 受付期間 平成30年8月15日(水)から平成30年10月12日(金)まで(土日、祝日を除く。)

※受付時間は、午前9時から午後5時までとする。(正午から午後1時までを除く。)

ウ 受付場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1

大和高田市財務部財産管理課(大和高田市庁舎2階)

(3) 入札の方法等についての説明

入札参加申込者は、入札参加受付時に入札方法等の説明を受けなければならない。

(4) 入札参加審査

上記提出書類受付後、入札参加資格条件に係る審査を行うものとする。審査の結果、参加資格を有すると認められた者には、申込書に受付印を押印した申込書の写しを交付する。

5 入札保証金の納付

入札参加者は、平成30年10月30日(火)午後2時までに入札金額の100分の5以上の入札保証金を現金又は、銀行振出小切手で納付しなければならない。

6 入札及び開札執行の日時及び場所

(1) 日時 平成30年10月31日(水)午前10時

(2) 場所 奈良県大和高田市大字大中100番地1

大和高田市役所別棟2階会議室

7 入札辞退

入札参加資格を有すると認められた者は、入札を辞退することは認められないが、やむを得ない理由により、参加することができなくなったときは、大和高田市所定の辞退届に必ず辞退理由を付し、次に定めるところにより提出しなければならない。

(1) 入札当日の受付開始時刻までに辞退届を提出するとき 財産管理課に提出すること。

(2) 入札受付開始時刻から入札開始時刻までに辞退届を提出するとき 入札執行者に提出すること。

(3) 前2号のいずれかにかかわらず、辞退届は、必ず持参するものとし、郵送による提出は認めない。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者がした入札

(2) 記名押印を欠く入札

(3) 入札書に記載された入札金額その他記載事項が確認できない入札

(4) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札

(5) 入札に関し談合等の不正行為をした入札

(6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札

(7) 入札金額を加除訂正した入札

(8) 最低売却価格に達しない価格での入札

(9) 郵送等により送付された入札

(10) 前各号に掲げるもののほか、所定の入札条件に違反した入札

9 落札者の決定方法

入札場所において投函終了後、直ちに入札者立会いの下で開札を行い、有効な入札を行った者のうち、市の最低売却価格以上かつ最高価格で入札した者を落札者とする。ただし、落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、その場において直ちにくじ引きを行い落札者を決定する。

10 契約保証金

契約締結までに売買代金の100分の10以上の契約保証金(入札保証金全額を充当)を納付しなければならない。

11 契約締結等

(1) 契約の締結日

落札者は、平成30年11月9日(金)(当日の正午まで)に契約を締結しなければならない。なお、落札者が契約締結期限までに契約を締結しなかった場合、入札保証金は大和高田市に帰属する。

(2) 契約書作成の要否

要す。

12 売買代金の納入

落札者は、売買代金の残金(売買代金と契約保証金との差額をいう。)を平成30年12月7日(金)までに納付しなければならない。

契約保証金は、納期限までに売買代金の残金の納付がなかった場合、大和高田市に帰属する。

13 契約条件

(1) 所有権の移転等

ア 売買代金の全額納付があったときに所有権が移転し、同時に物件を引き渡すものとする。

イ 所有権の移転登記は、大和高田市が囑託により行う。

(2) 契約費用及び公租公課等

ア 売買契約書に貼る収入印紙の費用は、買受人の負担となる。

イ 所有権の移転登記に必要な登録免許税は、買受人の負担となる。

ウ 所有権移転後の公租公課は、買受人の負担となる。

エ その他契約に要する費用は、買受人の負担となる。

(3) 損害の賠償等

契約締結後、物件の数量の不足その他隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除を請求することができない。

(4) その他

落札者は、物件の所有権移転登記前に権利義務を第三者に譲渡することはできない。

14 問い合わせ先

奈良県大和高田市大字大中100番地1

大和高田市財務部財産管理課

電話 0745-22-1101

公告第61号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

なお、その関係書類を本市市民部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成30年8月13日

大和高田市長 吉田 誠克

公告第62号

農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第1項の規定に基づき定めた大和高田市農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第4項において準用する同法第12条第1項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第4項において準用する同法第12条第2項の規定に基づき、次のとおり変更する。

平成30年8月15日

大和高田市長 吉田 誠克

1. 縦覧場所 大和高田市役所 市民部 産業振興課
2. 縦覧期間 平成30年8月16日から平成30年9月18日までの午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。

公告第63号

下記1の公告した入札工事について、下記2のとおり公告内容を一部訂正します。

平成30年8月15日

大和高田市長 吉田 誠克

記

- 1 対象工事
 - 公告日 平成30年7月30日
 - 公告番号 公告第58-2号
 - 工事名 北保育所解体工事
- 2 訂正内容
 - 17 最低制限基準比較価格を次のように改める。
¥15,440,000-(消費税等抜き)

公告第64号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年8月20日

大和高田市長 吉田 誠克

1 業務名	根成柿地内測量業務委託
2 履行場所	大和高田市 根成柿 地内
3 履行期間	契約締結日から平成30年12月28日(金)まで
4 業務内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者

	<p>であること。</p> <p>(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(5) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(6) (3)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(6)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成30年8月21日(火)から平成30年8月27日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年8月28日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成30年8月21日(火)から平成30年8月27日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p>

	<p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年9月3日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3) 回答期限 平成30年9月4日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年9月5日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年9月6日(木)午前9時</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
15 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。</p>

16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥960,000- (消費税等抜き)
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

公告第65号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年8月24日

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	大和高田市埴青少年会館屋根改修工事
2 工事場所	大和高田市埴青少年会館(大和高田市 日之出町 地内)
3 工事期間	契約締結日から平成31年1月31日(木)まで (作業可能日時に制限有り。詳細は、入札説明書(仕様書)を参照ください。)
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の建築一式工事に登録している者であること。 (2) 大和高田市格付け等級がC級の者であること。 (3) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。) (6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。 (7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。
6 競争入札参加資格確認の申請	この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。 (2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を

	<p>(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3)申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4)受付期間 平成30年8月27日(月)から平成30年8月31日(金)まで</p> <p>(5)受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6)受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1)郵送日 平成30年9月3日(月)</p> <p>(2)競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3)競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の配布	<p>入札説明書(仕様書)の配布は、次のとおり行います。</p> <p>(1)配布の期間 平成30年8月27日(月)から平成30年8月31日(金)まで</p> <p>(2)配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3)配布の場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1)受付期限 平成30年9月18日(火)午後5時まで</p> <p>(2)送信先 大和高田市役所 環境建設部契約監理室 FAX 0745-49-0053</p> <p>(3)回答期限 平成30年9月20日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1)期限 平成30年9月25日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2)郵送先 〒635-8799</p>

	<p>大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留</p> <p>大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法</p> <p>不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
1 1 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
1 2 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
1 3 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時</p> <p>平成30年9月26日(水) 午前9時</p> <p>(2) 場所</p> <p>大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表</p> <p>開札結果及び契約内容は、後日契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、大和高田市ホームページで公表します。</p>
1 4 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札</p>
1 5 落札者の決定	<p>落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。</p>
1 6 契約保証金	<p>免除します。</p>
1 7 最低制限基準比較価格	<p>¥22,270,000-(消費税等抜き)</p>
1 8 前金払	<p>大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。</p>
1 9 部分払	<p>大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。</p>
2 0 その他	<p>(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。</p> <p>(2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。</p> <p>(3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。</p> <p>(4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。</p>

公告第66号

大和高田市立病院内売店運営事業者の選定を公募型プロポーザル方式で行いますので公告します。

平成30年8月27日

大和高田市長 吉田 誠克

大和高田市立病院(以下、「当院」という。)の利用者等へのサービス供与を目的とする病院内の売店運営(自動販売機の設置を含む。以下「売店運営」という。)をする事業者を募集します。

1 業務概要

- (1) 業務名 大和高田市立病院内売店運営
- (2) 業務内容 大和高田市立病院内の売店運営及び自動販売機の設置及び管理
- (3) 運営期間 平成31年2月1日から平成36年1月31日までの原則5年間とする。
※売店運営事業者決定から平成31年1月31日までの期間を売店運営開始に向けた準備期間とし、その際の費用負担については売店運営事業者の負担とする。
- (4) 運営場所 大和高田市磯野北町1番1号 大和高田市立病院

2 受託者選定方法

- (1) 方式 公募型プロポーザル方式
- (2) 選定方法 病院長をはじめ当院職員で構成する大和高田市立病院内売店運営事業者選定委員会による、ヒアリング及び質問を実施し、評価項目ごとに得点化を行う。

3 参加資格

募集要項による。

4 本プロポーザルの応募に必要な書類

募集要項等の必要書類は、大和高田市立病院ホームページへ掲載する。本プロポーザルへの参加を希望する事業者は、同ホームページのトップページ「新着情報」から必要書類をダウンロードし、取得すること。（ホームページアドレス <http://ym-hp.yamatotakada.nara.jp>）

- (1) 掲載期間 公告日から平成30年9月10日（月）まで
- (2) 問合せ先 「6 提出先・問い合わせ先」参照

5 参加申込及び企画提案に関する提出書類の受付

- (1) 受付日 平成30年9月21日（金）
- (2) 受付時間 9時～17時（但し、12時～13時は除く。）
- (3) 提出方法 募集要項による。

6 提出先・問い合わせ先

〒635-8501 奈良県大和高田市磯野北町1番1号

大和高田市立病院 事務局管理課

TEL：0745-53-2901 FAX：0745-23-9282

メールアドレス：kanri@ym-hp.yamatotakada.nara.jp

教育委員会

教育委員会告示第13号

大和高田市教育委員会8月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成30年8月16日

大和高田市教育委員会教育長 早川 博

記

日時 平成30年8月23日(木) 午後3時00分～
場所 さざんかホール 4階 会議室
議案 第1号 第71回市民体育大会(陸上レクリエーション大会)開催要項(案)について
第2号 後援願いについて
第3号 その他

選挙管理委員会**選挙管理委員会告示第11号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成30年8月3日

大和高田市選挙管理委員会 委員長 松村 恵由

1. 日時 平成30年8月10日(金) 午前9時00分
2. 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
3. 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 その他

選挙管理委員会告示第12号

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成30年8月27日

大和高田市選挙管理委員会 委員長 松村 恵由

1. 日時 平成30年9月3日(月) 午前9時00分
2. 場所 大和高田市大字大中100番地1
大和高田市役所 3階 東会議室
3. 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について
第2号 選挙人名簿の定時登録について
第3号 裁判員候補者予定者及び検察審査員候補者予定者を選定するくじについて
第4号 市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する規程の制定について
第5号 その他

公営企業

上下水道事業公告第46号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成30年8月20日

（上下水道事業管理者）

大和高田市長 吉田 誠克

1 業務名	公共下水道事業に伴う測量業務委託（10）
2 履行場所	大和高田市 西三倉堂1丁目 外 地内
3 履行期間	契約締結日から平成30年12月28日（金）まで
4 業務内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	<p>この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。</p> <p>（1）大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の測量業務に登録している者であること。</p> <p>（2）大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>（3）地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>（4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>（5）大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>（6）（3）に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p>
6 競争入札参加資格確認の申請	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>（1）申請書は本市指定様式によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>（2）必要書類として、5（6）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>（3）申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>（4）受付期間 平成30年8月21日（火）から平成30年8月27日（月）ま</p>

	<p>で。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
7 競争入札参加資格の確認通知	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年8月28日(火)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 閲覧の期間 平成30年8月21日(火)から平成30年8月27日(月)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 上下水道部下水道課</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年9月3日(月)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部下水道課 FAX 0745-52-1295</p> <p>(3) 回答期限 平成30年9月4日(火)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年9月5日(水)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額</p>

	を消費税等抜きの金額で記載してください。
12 入札保証金	免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。
13 開札の日時等	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成30年9月6日(木) 午前9時10分 (2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣) 2階 会議室 (3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥1,810,000-(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしてします。
19 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。

上下水道事業公告第47号

入 札 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき公告します。

平成30年8月24日

(上下水道事業管理者)

大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	配水管布設替工事(S13)・消火栓新設工事(消03)
2 工事場所	大和高田市 池田・市場・大中 地内
3 工事期間	契約締結日から平成31年1月31日(木)まで
4 工事内容	入札説明書(仕様書)のとおりに
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとしてします。

	<p>(1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事(水道)に登録している者であること。</p> <p>(2) 大和高田市内に本店を有する者であること。</p> <p>(3) 耐震継手配管技能者及び石綿作業主任者を配置することができる者であること。</p> <p>(4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。</p> <p>(5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。)</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4)に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱(平成15年告示第25号)第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中(落札した時点から竣工検査に合格するまで)の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式(管工事(水道)用)によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載(ダウンロード可能)するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5(7)に係る暴力団排除に関する誓約書を(1)の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。(申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。)</p> <p>(4) 受付期間 平成30年8月27日(月)から平成30年8月31日(金)まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年9月3日(月)</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知</p>

	<p>参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
8 入札説明書(仕様書)の閲覧等	<p>入札説明書(仕様書)の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書(仕様書)を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年8月27日(月)から平成30年9月6日(木)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p> <p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 小会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答票は市様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年9月18日(火)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道総務課 FAX 0745-23-3850</p> <p>(3) 回答期限 平成30年9月20日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年9月25日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年9月26日(水)午前9時20分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p>

	(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。
14 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥20,550,000-（消費税等抜き）
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書（仕様書）によります。

上下水道事業公告第48号

入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成30年8月24日

（上下水道事業管理者）
大和高田市長 吉田 誠克

1 工事名	配水管布設替工事（S14）
2 工事場所	大和高田市 秋吉・勝目 地内
3 工事期間	契約締結日から平成30年12月28日（金）まで
4 工事内容	入札説明書（仕様書）のとおり
5 入札参加資格要件	この競争入札に参加することができる者は、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。 (1) 大和高田市建設工事等競争入札参加資格者登録名簿の管工事（水道）に登録している者であること。 (2) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (3) 耐震継手配管技能者及び石綿作業主任者を配置することができる者であること。 (4) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。 (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこ

	<p>と。（ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）</p> <p>(6) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。</p> <p>(7) (4) に該当する者のほか、大和高田市契約関係暴力団排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。</p> <p>(8) 本公告の公告日の前日までに、既に元請けで受注している市発注工事が履行中（落札した時点から竣工検査に合格するまで）の者でないこと。</p> <p>(9) 本公告の公告日から入札時点までの間に市発注工事における他の入札案件において落札者となった者でないこと。</p>
<p>6 競争入札参加資格確認の申請</p>	<p>この競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は入札日において競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。</p> <p>(1) 申請書は本市指定様式（管工事（水道）用）によるものとします。様式については、大和高田市ホームページの「入札・契約情報」欄に掲載（ダウンロード可能）するとともに、契約監理室にも備え付けています。</p> <p>(2) 必要書類として、5（7）に係る暴力団排除に関する誓約書を（1）の申請書と同時に提出してください。暴力団排除に関する誓約書は、本市指定様式によるものとし、様式については、申請書と同様に大和高田市ホームページに掲載しています。</p> <p>(3) 申請書等の提出は持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。（申請書に受付印を押印し、その写しをお渡しします。）</p> <p>(4) 受付期間 平成30年8月27日（月）から平成30年8月31日（金）まで</p> <p>(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(6) 受付場所 大和高田市大中100番地1 大和高田市役所別棟（本庁舎南隣）1階 環境建設部契約監理室</p>
<p>7 競争入札参加資格の確認通知</p>	<p>競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。</p> <p>(1) 郵送日 平成30年9月3日（月）</p> <p>(2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、競争入札参加資格確認通知書を送付します。</p> <p>(3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を送付します。</p>
<p>8 入札説明書（仕様書）の閲覧等</p>	<p>入札説明書（仕様書）の閲覧は、次のとおり行います。また、希望者には入札説明書（仕様書）を貸し出します。</p> <p>(1) 閲覧等の期間 平成30年8月27日（月）から平成30年9月6日（木）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。</p>

	<p>(2) 閲覧等の時間 午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。</p> <p>(3) 閲覧等の場所 大和高田市大東町5番22号 大和高田市上下水道事業庁舎3階 小会議室</p>
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	<p>入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、FAXにより、次のとおり行います。(質疑応答表はし様式又は任意とし、市様式は本市ホームページに掲載しています。)</p> <p>(1) 受付期限 平成30年9月18日(火)午後5時まで</p> <p>(2) 送信先 大和高田市上下水道事業庁舎 上下水道部水道総務課 FAX 0745-23-3850</p> <p>(3) 回答期限 平成30年9月20日(木)午後5時まで 回答は、原則質問者に対してのみ行います。</p>
10 入札書の提出方法	<p>入札書は、次のとおり郵送により受け付けるものとします。</p> <p>(1) 期限 平成30年9月25日(火)。入札執行日の前日であるため、この日の翌日以降に到着した入札書は無効とします。</p> <p>(2) 郵送先 〒635-8799 大和高田市神楽2-7-46 日本郵便株式会社大和高田郵便局留 大和高田市 契約監理室</p> <p>(3) 郵送方法 不着等の事故を防ぐため、一般書留、簡易書留又は特定記録郵便によるものとし、郵送に係る費用は、入札者の負担とします。</p>
11 入札書への記載	<p>入札書へは、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額を消費税等抜きの金額で記載してください。</p>
12 入札保証金	<p>免除します。ただし、落札者が契約を締結しない場合、大和高田市契約規則第9条第2項の規定により入札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。また、大和高田市入札参加資格停止措置要綱の規定に基づく入札参加資格停止の措置を講じることとなります。</p>
13 開札の日時等	<p>入札書の開札は、次のとおり行います。</p> <p>(1) 日時 平成30年9月26日(水)午前9時30分</p> <p>(2) 場所 大和高田市役所別棟(本庁舎南隣)2階 会議室</p> <p>(3) 開札結果等の公表 開札結果及び契約内容は、後日大和高田市ホームページで公表します。</p>
14 入札の無効	<p>無効の入札については、次のとおりとします。</p> <p>(1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札</p> <p>(2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札</p> <p>(3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、落札者の決定前に5に示した参加資格要件を満たさなくなったものの</p>

	した入札
15 落札者の決定	落札者は、最低制限価格と予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としてします。
16 契約保証金	免除します。
17 最低制限基準比較価格	¥8,790,000-(消費税等抜き)
18 前金払	大和高田市契約規則第43条の規定に準じて支払うものとしてします。
19 部分払	大和高田市契約規則第44条の規定に準じて支払うものとしてします。
20 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 入札者が2者に満たない場合は、開札を中止します。 (4) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。